

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)	
地域名 (地域内農業集落名)	国府地区 (明石集落・本織集落・府中集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月22日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、南房総市の中央部に位置し、比較的平坦な地域で広田堰、二級河川平久里川及び二級河川山名川を水源としている。主な生産作物は2法人4農業者を中心経営体として水稲、露地野菜、飼料作物・飼料用稲や有機栽培に取り組んでいる。
農地の利用状況は概ね良好であるが、耕作放棄地が散見され始め、将来的に高齢化や後継者・担い手不足に陥る懸念がある。また、用水について現状堰からの幹線用水が手掘りのトンネルのため整備が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物としつつ食用ナバナ等露地野菜、飼料作物や飼料用稲を、規模拡大意向の担い手農家へ集積・集約を図る。特に地域の特産品である食用ナバナについては、若い就農者を呼べるようなメッセージ性のある地域づくりを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	117 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の担い手は十分確保されており、今後担い手へ農地集積を進めるとともに、将来的には多様な経営形態の担い手の作目に適したほ場の分散錯圃解消、エリア設定も含め農地を集約していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中間管理事業に切り替えて、皆が預ければ補助金(地域集積協力金)のメリットがある。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手のニーズを踏まえ、水源確保、畦畔除去、汎用化など多様な農業の参画を見据えた耕作条件向上のため土地改良事業による整備を検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>担い手による農業経営が大半を占めており作業受委託は少数であるが、(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、草刈り等コントラクター事業を必要に応じて活用する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑨国府地区で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家へ供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。